

Title	福沢諭吉の近代化構想：天皇・議会・内閣・地方制度を中心に
Sub Title	A conception of Japanese modernization of Yukichi Fukuzawa : the Tenno system, parliamentary system, formation of Cabinet, and local self-government etc.
Author	寺崎, 修(Terasaki, Osamu)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2009
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.26, (2009.) ,p.195- 210
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	講演録
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20090000-0195

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

福沢諭吉の近代化構想

——天皇・議會・内閣・地方制度を中心に——

寺 崎 修

ただいまご紹介いただきました寺崎です。私に与えられたテーマは「福沢諭吉の近代化構想」という大変大きなテーマですが、本日私がお話するのは、私の専門に関わる「政治」についての近代化構想、もう少し具体的に申し上げますと、天皇制、それから議會制度、内閣制度、さらには地方制度といったような問題について、福沢はどういう構想を抱いていたのか、彼自身が発表したさまざまな論説や、あるいはまた、断片的に残したメモ等を手掛かりに、その全体的な姿を少し考えてみたいと思います。⁽¹⁾

一

まず最初に、「天皇制」についてですけれども、福沢は、『帝室論』（明治十五年）という本と、それから

『尊王論』(明治二十一年)という本を書いています。⁽²⁾ いずれも『時事新報』に連載したものを一冊にまとめたものですけれども、まずはレジュメ⁽¹⁾をご覧ください。⁽³⁾

① 帝室は政治社外のものなり。苟も日本国に居て政治を談じ政治に関する者は、その主義に於て帝室の尊嚴とその神聖とを濫用すべからずとの事は、我輩の持論にして……。我輩は固より今の所謂自由改進の民権論に心酔する者に非ず、又今の所謂守旧保守の輩に左袒する者に非ず。彼の流の人が双方その主義の相投せずして政談を争うは自由自在にして、気力のあらん限りに勉強すべしとて之に任ずると雖ども、双方共に攻撃するにも又弁駁するにも、政治の談のみに止まりて謹て帝室に近づくなからんこと、双方の諸士に向て飽くまでも冀望する所なり。

これは『帝室論』の一節です。「帝室は政治社外のもの」というのは、「帝室」は、政治の枠の外にあるべきものという意味です。また「我輩は固より今の所謂自由改進の民権論に心酔する者に非ず、又今の所謂守旧保守の輩に左袒する者に非ず。……帝室に近づくなからんこと、双方の諸士に向て飽くまでも冀望する所なり」というのは、明治十四年から十五年にかけて相次いで誕生した自由・立憲改進の両党が唱える「民権論」に自分とは与する者ではなく、また一方、天皇神聖を唱える「守旧保守の輩」にも与する者でないという自らの立場を明らかにした上で、民権論者、天皇神聖論者双方に対し、いろいろな議論をするのは結構だけれども、その議論というものは、あくまでも政治世界の議論にとどまるべきであり、決して一線を越えて帝室をまきこむようなことはあつてはならないという主張です。

この当時福沢がなぜこのようなような論説を執筆する気になったのか、その直接の動機は何だったのでしょうか。その契機は、板垣退助の自由党や大隈重信の立憲改進黨の結成に対抗して、福地源一郎という人物が立ち上げた立憲帝政党という政党の登場でした。福地は、盛んに帝室のことを取り上げて、他の政党が皇室を大事にしないと言張し、帝政党だけが真に帝室擁護の政党であると喧伝しました。このような帝政党の登場に危惧の念をいだいた福沢は、帝政党こそまさに帝室を政治利用するものとみなし、厳しく批判したわけです。福沢は、思想的には大隈の立憲改進黨の立場に近かったのですが、表面上は、あくまでも中立を標榜しつつ、帝室の政治利用を繰り返す帝政党を批判する論説を『時事新報』紙上に明治十五年四月二十六日から五月十一日まで、一二回にわたり連載しました。

この論説は連載中から大きな反響があり、連載終了と同時に単行本として出版され、さらに大きな反響を呼びました。福沢は帝政党が「尊王主義」を看板に掲げて、他の民権政党をいわば天皇に逆らう賊臣だというふうに決めつけて非難中傷するのは、天皇を政争の具に使うものであって、かえって帝室の尊嚴を傷つけるものではないかと、そう指摘したわけです。このように福沢は、帝室というものを政争の具に使うということとを、ともかくやめるべきだという議論を展開いたしました。福沢は、ヨーロッパの王室の歴史についても詳しく知っていましたから、もし政治的な争いの一方に帝室が与するということになれば、当然反対勢力は帝室を敵視することになり、そしてその勢力が逆転すれば、帝室自体が減ぼされかねないということを大變危惧していました。帝室は政治社外にあるべきであると主張する福沢の真意は、帝室の安泰を長く担保する方策にはかならなかつたのです。そして福沢は、むしろそういった政治的な対立を超えたところにこそ帝室の存在意義があると主張し、具体的には、学問、教育の振興、それから日本固有の芸術の保護、国民の福祉、文化的事業

の中心となって国民統合の役割を果たすことを期待しました。

しかし、この福沢の真意というものは、政府関係者、とくに天皇神聖論者たちからは、まったく理解されませんでした。福沢の主張は帝室を無力化するものであり、福沢は帝室を軽視しているという強い非難が浴びせられたのであります。そしてこの『帝室論』に対する批判は、その後も終息することがなく、福沢没後も続きました。とくに昭和に入って軍国主義思想の蔓延とともに、この本に対する評価は一層厳しいものとなりました。たとえば、昭和十二年に富田正文と宮崎友愛が、この『帝室論』を収録した『福沢文選』という本を刊行しますが、これを慶應義塾大学の予科の学生の参考書に使用したところ、文部省から『帝室論』を収録した文献の使用は不相当との注意勧告があったそうです。『帝室論』を教科書に使うことはまかりならぬというのが文部省の方針でした。そして『福沢文選』を再版するときに、『帝室論』はやむなく削除されることになりました。レジユメ②をご覧ください。⁽⁴⁾

② 昭和十二年富田正文と宮崎友愛の共編に係る『福沢文選』中に『帝室論』を収め、これを慶應義塾大学の予科の学生の参考書に使用せしめようとしたところ、時の文部省から『帝室論』は適当でないとの注意があつて、再版でこれを削除せしめられた事実がある。

この一文は、『全集』第五巻の「後記」の一節で、文部省から注意勧告を受けた富田自身書き残したものです。『帝室論』が天皇神聖論者や極端な保守主義者から排撃されただけでなく、文部省当局からも睨まれていたことがよくわかります。昭和に入り戦時体制の強化とともに、もはや福沢の英国流の立憲君主論は、学問

の府からも追放され、『帝室論』は、もっとも危険な書物のひとつに数えられるようになってしまいました。

けれども、太平洋戦争が終結し、GHQによる占領政策の進展とともに状況は一変します。福沢の『帝室論』に書いてあることは、「日本国憲法」の定めるところの「象徴天皇制」の精神とほとんど同一であることから、再評価が進み、一転して高い評価が与えられることとなります。戦後まもなく皇太子（現在の天皇）の教育参与となった小泉信三は、皇太子教育に際し、福沢の『帝室論』をテキストに使い、御進講中は皇太子と代わる代わる音読したということが伝えられています。⁽⁵⁾

一一

次に、福沢は、明治初年から十年代にかけて、いかなる政治制度の構築を構想していたのか。具体的にいえば明治太政官制にかわる政治組織として、どのような「議会」や「内閣」を構想していたのでしょうか。短い資料ですが、レジュメの③をご覧ください。⁽⁶⁾

③ 今の民撰議院論は、人民の領分を広めんとするに非ずして、政府の権を分て共に弄ばんと欲するに過ぎず。

冒頭の「今の民撰議院論」とは、自由民権運動が目指している議院論（国会論）を指しています。自由民権運動は、明治七年に板垣退助らが「民撰議院設立建白書」を左院に提出したあと、急速に盛り上がりますが、

この民権運動に対し、福沢は最初のうちはたいへん協力的でした。たとえば、板垣退助と福沢との間では、何回か手紙のやり取りをしていますし、それから、高知土佐につくられた立志社の付属学校「立志学舎」の充実のために慶應義塾から交替で、二人づつ教師を派遣しております。立志社の基盤というのは実は、福沢門下生が立志社へ行って、当時の最先端の洋学を講義したことによって確立したものであったわけであります。それからもう一つ最近わかってきたことですが、「自助社」という、これは徳島にあった民権政社ですが、慶應義塾は自助社に対しても教師を派遣し、最先端の洋学教育を施していたことが、いろいろな資料から判明してまいりました。「徳島慶應義塾」というのは実はこの自助社の要請と援助により開設されたものであったということもわかってまいりました。⁽⁷⁾

このように福沢と自由民権運動の関係は、その初期の段階においては、たいへん親密な関係にありましたが、民権運動が盛んになり、民権運動自体が急進化するとともに、福沢はたいへん強い違和感を抱くことになりました。いま読みました③のところですが、「今の」と言っています。「昔」は自分も民権運動に協力していたわけですから、「昔の民撰議院論」と「今の民撰議院論」とが福沢のなかでは明確に区別されていることがわかります。人民の権利を広めるということが民権運動の本来の目的だったはずなのに、「今の」民撰議院論は、「政府の権」の奪権が目的化しているというのが福沢の指摘でした。すなわち道路をつくったり、学校を創ったり、保健衛生を充実するなど、人民の周辺の権限の幅を広げようとするのではなく、国防・外交とか、法律制定、徴税、あるいは貨幣を発行するなど、まさに国家中枢権力の争奪を目指す運動になっているというのが福沢の観察でした。レジユメの④も「今の」民権運動を批判するもので、大体同じ内容ですが、次のようにより辛辣な批判をしています。⁽⁸⁾

④ 今世間に民権論者なるものありて、動もすれば代議政堂を開くと云い国会を催うすと云い、……されども今日俄に有志者の集会を開て国の政事を議するは、首都の地に二箇所の政府を立るに異ならず。即ち今の政府の政権を分てその力を殺がんとすることなれば、その趣は恰も白刃を上段に構えて政府の正面に立向かうが如し。

「二箇所の政府」というのは、現政府と民権政府を指します。二つの政府が両立するはずはないので、「今の」民権運動は「恰も白刃を上段に構えて政府の正面に立向かうが如し」と皮肉りました。福沢は「今の」民権運動家というものが、いかに常識外れで、的外れであるかを衝いたわけです。

それからレジユメの⑤も、福沢流の民権論の立場から、当時の民権運動について、酷評したもので、民権運動批判としては、かなり手厳しいものでした。⁽⁹⁾

⑤ 国会を設けて各地方の総代人を集めんとするには、先ずその地方にて人民の会議を開き、土地の事は土地の人民にて取扱うの風習を成し、地方の小会議中より夫々の人物を選て中央首府の大会議に出席せしめ、始めて中央と地方との情実も相通じて国会の便益をも得べきことなり。故に地方の民会を後にして中央の国会を先にせんとするは、事の順序を誤る者と云うべし。

まずは地方の人々の周辺の問題を処理することから始めて、その成果の上に立って、中央に国会を開設する

というのが、本来の順番であるにもかかわらず、「今の」民権論者は、地方の民会を後回しにして、中央の国会ばかりに関心を寄せ、国会を先に開設しようとしている。これは「事の順序を誤る者」だと福沢は痛論しています。もちろん福沢は、一貫して真の民権家を自負し、国会開設の必要性を認めていましたが、その前に地方民会の充実と、地方分権を実現しなければ、形だけの国会開設になってしまうと危惧し、民権運動家たちの民権論とは一線を画したのです。

しかし、想像を超える民権運動の急拡大は、やがて福沢の民権論を大きく変貌させることとなります。とくに一旦消滅した民権政社の全国組織である愛国社が、明治十一年九月に再興され、民権運動が驚異的な勢いで広がりはじめたことは、福沢にとって決して無視できない事態でした。福沢は、この年十月に脱稿した『通俗国権論 二編』のなかで次のように述べています。⑥をご覧ください。⁽¹⁰⁾

⑥ 国会を開くの利害得失は姑く擱き、数年来、人心の赴く所を察すれば、利にも害にも早晩これを開かざるを得ざるは勢に於て明なり。

すなわち福沢は、明治十一年の九月から十月にかけて、国会を開く利害得失の議論を棚上げにしてでも、国会開設を早期断行する必要性を悟ります。リアリストの福沢の立場からすれば、「人心」の赴く状況は、決して悠長なものではなく、ヨーロッパにおける革命前夜のような事態が訪れる可能性を察知し、そのような事態を回避するためには、なんとしても国会を開いて「人心」を安定させる以外に道はないと説いたのです。

こうして福沢は、明治十一年の秋を境に、従来の立場を一変させ、自由民権運動とまさに歩調を合わせるよ

うな形で、国会の早期開設を熱心に提唱していくこととなります。そして福沢は、翌明治十二年九月には、『民情一新』と『国会論』の二著を相次いで刊行し、議院内閣制の導入と二大政党による政権交代を積極的に提唱します。⑦は、『民情一新』の一節です。⁽¹¹⁾

⑦ 政府の改革、諸大臣の陳新交代は全く国会の論勢に任じて……一進一退その持続する時限五年以上なる者は甚だ稀にして、平均三、四年に過ぎず。不平も三、四年なり、得意も三、四年なり、……政府の変革を好むは世界普通の人情にして、殊に千八百年代、文明の進歩に際してはその変革を促すの勢、日に益急なるが如し。……国安を維持するの術は唯時に隨て政権を授受するの^(マ)一法あるのみ。……政権を得たる者が永世不変を謀ることなく、事の始より暫時の後には必ず復た交代するものと覚悟して、恰も政権の席上に長坐するの弊なきよう企望する所なり。本章の旨は唯この一点に在るのみ。

ここで述べられている内容を見ると、「イギリス・モデル」採用の提唱であることが明らかです。「国会の論勢」によって「政府」が決まり、「平均三、四年」で平和裡に「政権を授受」するということです。まさにイギリス・モデルの議院内閣制論です。この構想は、のちの明治十四年の政変で大隈重信参議が失脚するまで開明的な一部政府首脳にも受け入れられていたものでしたが、自由民権派の人たちは、福沢の構想を決して受け入れようとはしませんでした。例えば当時の自由民権運動の論客として有名だった植木枝盛の考え方は、彼が作成した「日本国々憲案」に端的にあらわれています。レジメの⑧をご覧ください。⁽¹²⁾

⑧ 第一百十四條 日本聯邦ニ関スル立法ノ權ハ日本聯邦人民全体ニ屬ス

第一百十七條 日本聯邦ノ法律制度ハ聯邦立法院ニ於テ立定ス

第一百四十一條 聯邦議員ハ聯邦人民之ヲ直選ス

第一百六十五條 日本聯邦行政權ハ日本皇帝ニ屬ス

第一百六十六條 日本聯邦ノ行政府ハ日本皇帝ニオイテ統括ス

植木が作成した「日本国々憲案」は、この頃在野でたくさんつくられた私議憲法のなかでも、たいへん有名なものですが、「立法ノ權」は「人民全体」に属する（百十四條）と定め、「法律制度」はすべて「立法院」（国会）で「立定ス」（百十七條）と定めるなど、国会を完全に人民の支配下におくことを念頭に置いた草案でした。一般に自由民権派の国家構想は、立法権を最大限に重視するという点に大きな特徴がありますが、植木の「日本国々憲案」は徹底したものでした。

しかし、民権派の人たちは、立法府のあるべき姿には大きな関心を寄せましたが、行政府のあるべき姿については、ほとんど関心を寄せませんでした。「日本国々憲案」では、「行政權」について「日本皇帝ニ屬ス」（第百六十五條）と定め、また「行政府」は、「日本皇帝」が「統括」する（第百六十六條）と定めていることから明らかのように、植木は行政府に対する人民もしくは立法院の関与に関心を示さず、きわめて淡泊でした。立法府さえ完全に掌握すれば、行政府などいくらでもコントロールができることも考えたのかも知れませんが、実に甘いところがありました。民権運動というと、最先端の政治理論を駆使し、時代を先取りした政治運動と評価されがちですが、しかし自由民権派の体制構想は議院内閣制でもなく、さりとて大統領制でもあり

ませんでした。行政府のトップに立つ人物を選出する際、人民が直接的であれ、間接的であれ、なんらかの形で関与できる仕組みが必要ですが、「日本国々憲案」には、そうした配慮がなく、いかにも不十分でした。

このように早期国会開設という共通目標を持ちながら、福沢と自由民権家たちとの間では、めざす政治体制が大きく異なり、共同戦線を張ることができませんでした。福沢は自由民権家たちから徹底しない民主主義者みたいなことを言われ、学界においても近年まで同様の評価を受けてきましたけれども、先ほどから申し上げているように、福沢の場合には、国会を開き、そして選挙をして、議会で多数を占めた政党が政権の座に就くという議院内閣制の導入を主張していたのであり、決して徹底しない民主主義者であったわけではありません。明治政府の人たちにとってみれば、民権運動家たちの考えよりも、むしろ福沢の政治構想の方が、よっぽど危険な主張でした。議院内閣制のもとで選挙に負ければ、立法権はもちろん、行政権もあわせて失うことになるわけで、ある意味で福沢のこの主張は、たいへん厳しい、むしろ民権運動家の主張よりもきつい側面があったということ、やはり見逃してはならないだろうというふうに思います。井上毅など一部の官僚たちはそのことに気づいていて、福沢こそ一番危険な人物だというようなことを政府首脳たちに説いて回っています。

二二

最近わが国では中央・地方関係の見直しが盛んに議論されていますが、福沢は今から一三〇年余りにこの問題に関心を持ち、明治九（一八七六）年十一月、『分権論』を脱稿しました。当初はもっぱら写本を知人に回覧するだけで出版する意思がなかったのですが、西南戦争終結後の明治十年十一月慶応義塾出版会から刊行

しました。この本のなかで福沢は、長年国事に携わってきた士族層の活用を提言し、失業中の士族にも彼らの能力を十分に發揮できる場所を与える必要があると主張し、彼らにふさわしい働き場所として「分権」した「地方」をあげました。福沢は次のように述べています。レジュメの⑨をご覧ください。⁽¹³⁾

⑨ 余輩も亦この仏国の学士（フランスの先生）に同意し今日より政府の権柄を挙て之を人民に附与せよと云うに非ず。唯地方に治権を分たんと欲するのみ。又その治権とても、政権に密接して区別の分明ならざるものも多ければ、之を分たんとするにも多少の思慮を費して、種々様々の順序手続きあるべきは 固より論を俟たずと謂ども、その事の方向を示すに至ては一日も猶予すべからず。

「仏国の学士」というのは、トクヴィル（A. Tocqueville）というフランスの政治学者を指します。福沢がこの時読んだのはトクヴィルの著作の原本ではなく、小幡篤次郎の抄訳だったのですが、⁽¹⁴⁾それはともかく、福沢は彼の著作からヒントをえて、権力を、中央政府がもつべき「政権」と地方がもつべき「治権」に二分し、中央に「政権」を集中し、地方へ「治権」を委譲すべきことを力説しました。具体的には警察、道路、学校、社寺、衛生、区入費など一般人民の周辺に位置するような権限については、地方にすみやかに委譲すべきであるというのが、福沢の主張でした。「政権」と「治権」をごちゃごちゃに混同して、本来中央政府が持つべき立法、軍事、外交、貨幣発行などの権限をみな分権にせよとか、逆に地方が持つべき権限を中央政府が取り上げ、何もかも中央集権にせよというような議論は的外れの議論であるというわけです。

そして福沢は「その事（分権をする）の方向を示すに至ては一日も猶予すべからず」と念押しをしています。

「一日も猶予すべからず」という言葉のなかには、失業中の士族に対する対策の緊急性の意味が含まれていたとしても、それから一三〇年余、地方分権の議論は、完全に放置されてきました。中央と地方の利害対立は、基本的には昔も今も変わりがありません。しかし地方が地方として自治の拡充をはかる道をとらず、もっぱら中央政府に恭順の意を表することによって利益を享受する道ばかりを追求した結果、地方分権は進展するどころか、完全に停滞することになってしまったのです。地方分権というとか最近の話題だと思っている人も多いようですが、実は福沢の時代に議論が始まり、一三〇年以上たった今でも未解決の問題なのです。

もう一つだけ『分権論』に関連して、付け加えておきたいことがあります。『分権論』の付録のところで、福沢は次のように述べています。⁽¹⁵⁾

⑩ 本編は地方分権の大略を論じたるものなれども、分権の議論あれば分財の議論も亦なかるべからず。蓋し、権と財とは大概その通行の路を共にして、権の集る所には財も亦集り、権の分る、所には財も亦共に分る、ものなり。

すなわち福沢は、「地方分権の大略」を論じたと述べる一方で、「分権」の議論をするときは、同時に「分財」の議論が必要であると述べています。福沢は旧幕時代ならびに維新直後の統計が不足していることを理由に「分材」と「集財」の利害得失の検討を他日にゆづっていますが、「分権」と「集権」、「分財」と「集財」を検討し、「分権」と同時に「分財」が断行されなくてはならないという主張は、福沢がこの頃すでに財源の地方への移転の重要性を強く認識していたことを示しています。そして分権と分財は、車の両輪であると述べて、

この『分権論』は終わっています。

四

維新後まもない時期の福沢諭吉が、日本政治についていかなる「近代化構想」を持ち、実際いかなる提言をしたのか、その概略は以上に述べた通りです。当時は内閣制度も始まっておらず、まだ大政官制度の時代でありましたけれども、その提言の先進性には驚くべきものがありました。「天皇」はどうあるべきか、「国会」はどうあるべきか、「内閣」はどうあるべきか、「中央と地方」の関係はどうあるべきか等々、その提言は、日本政治全般に及ぶ広範囲なものでした。

しかし、福沢のすぐれた政策提言は、明治政府に採用されることは、全くありませんでした。帝室のあるべき姿についての福沢の提言は、大日本帝国憲法の制定によって完全に否定され、それが息を吹きかえし、「政治社外」の天皇制が実現するのは、太平洋戦争後の日本国憲法の制定をまたなければなりません。イギリス流の議院内閣制の採用も同様でした。また、「二大政党制」による政権交代は、ようやく最近可能性が出てきたという段階にとどまっていますし、「地方分権」に至っては暗中模索の状況が続いています。そういう意味では福沢諭吉の政策提言は、単に明治政府に受け入れられなかったというだけでなく、没後一〇七年を経た今も、既得権益をめぐる争いに翻弄され続け、未解決のままとなっています。福沢の提言は、一体いつになったらこの国に実現するのでしょうか。

ご静聴有り難うございました。

注

- (1) 本稿は平成二十年五月三十日に開催された福沢研究センター開設二十五年記念講演会における報告に若干の補訂を施し、註を付したものである。
- (2) 福沢の天皇観の形成については、吉岡拓「福沢諭吉と天皇制―明治十五年、『帝室論』執筆への軌跡―」（『近代日本研究』第二〇巻、福沢研究センター、平成十六年三月）二〇五頁以下参照。
- (3) 『帝室論』明治十五年、『福沢諭吉著作集』第九卷、慶應義塾大学出版会、平成十四年、一六八頁、一八九頁。
- (4) 富田正文「後記」（『福沢諭吉全集』第五卷、昭和三十四年）六三四頁。
- (5) 小泉信三『ジヨオジ五世伝と帝室論』文芸春秋社、平成元年、九頁―一〇頁。
- (6) 『覚書』（前掲『全集』第七卷）六七〇頁。
- (7) 拙稿「徳島慶應義塾と阿波自助社」（『歴史地名通信』四二、平凡社、平成十二年二月）三頁―五頁。
- (8) 『通俗民権論』明治十一年、前掲『著作集』第七卷、一一三頁。
- (9) 前掲『通俗民権論』、前掲『著作集』第七卷、一一三頁―一一四頁。
- (10) 『通俗民権論 二編』明治十二年、前掲『著作集』第七卷、二二〇頁。
- (11) 『民情一新』明治十二年、前掲『著作集』第六卷、六三三頁以下。この『民情一新』の重要性にいち早く着目し、福沢の二大政党論を詳しく検討したものととして、坂野潤治『近代日本の国家構想』岩波書店、平成八年、同『官民調和』と『保革伯仲』―福沢諭吉の二大政党論をめぐって―（前掲『近代日本研究』第二〇巻）一頁以下、がある。本報告も基本的に氏の分析を踏襲している。
- (12) 植木枝盛「日本国々憲案」（家永三郎・松永昌三・江村栄一編『明治前期の憲法構想〔増訂版〕』福村出版、昭和六十年）二三八頁以下。

(13) 『分権論』 明治十年、前掲『著作集』第七卷、七〇頁。

(14) 安西敏三「福沢におけるトクヴィル問題―西南戦争と『アメリカのデモクラシー』―」(前掲『近代日本研究』第二〇卷) 二六七頁以下によれば、福沢が自らトクヴィルの『アメリカのデモクラシー』を読んだのは、『分権論』脱稿後の西南戦争中のことであった。

(15) 前掲『分権論』、前掲『著作集』第七卷、九二頁。

〔追記〕 本報告は、民主党が政権の座につく一年以上前におこなったものである。そのため、「二大政党制による政権交代は、ようやく最近可能性が出てきたという段階」にあると述べるなど、現在の政治状況との間にはいささか時間的
なずれが生じている。しかし講演記録という性格もあり、ここでは全て報告時のままとした。